

工 事 監 査 等 の 結 果

○ 監査の日

令和2年1月28日

○ 監査の対象工事

西尾城二之丸丑寅櫓及び土塀建設工事

○ 監査の実施方法

公益社団法人大阪技術振興協会に専門技術士の派遣を要請し、同振興協会の工事技術調査結果に基づく監査を実施した。

監査の内容は、監査対象工事の計画、設計、積算、契約、施工管理、監督、品質、安全管理などの各段階における技術的事項の実施態様について、関係図書類及び現場施工状況の調査を通じて検分し、評価するとともに、改善是正を要する事項については、改善及び再発防止に向けた措置を求めた。

○ 監査時点における工事の進捗状況

実施出来高（令和2年1月末日現在）

48.0%（計画：63.0%）

○ 監査結果

適正に執行されていると認められた。

しかし、以下のとおり、改善を要する事項が見受けられた。今後の事業実施にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

1 書類審査

（１）設計図書・特記仕様書等に関して

契約図書中の「建築工事特記仕様書」と「木造工事特記仕様書」との差異を確認されたい。

（２）施工関係書類に関して

（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事実績情報システム）に、従事していない監理技術者が登録されているので、修正されたい。

（３）環境保全に関して

「再生資源利用計画書-建設資材搬入工事用-」の提出はされているが、建設副産物情報交換システムの「工事ID」が確認できなかったため、確認されたい。 【愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要領】

2 工事現場審査

(1) 計画通知関係書類に関して

足場計画届について、所管する労働基準監督署に早急に届出されたい。

【労働安全衛生法第 88 条第 2 項】

(2) 工事現場掲示物に関して

建設業法による工事現場掲示物のうち、再下請負通知書の提出案内及び解体等工事の事前調査結果が掲示されていなかったのもので、請負業者に指導徹底されたい。

【建設業法施行規則第 14 条の 3 第 1 項】

【大気汚染防止法第 18 条の 7】